物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の区	公益法人の場合 国所管、都道 府県所管の区	応札・応募者	備考
令和6、7年度 遠隔方位測定設備 地方センタ局間設備の調達 (信越 ・北陸)		R7.3.11	日本電気(株) 東京都港区芝五丁目7番1号	7010401022916	本件は、遠隔方位測定設備地方センタ局間設備を更改するものである。更改に当たっては、現行設備と相互接続可能な試験環境を準備し、現行設備の環境設定変更や動作検証を行うとともに、実際の連接作業、選接作業の切り戻し(やり直し)など一選作業を実行することが必須となる。このため、現行設備を構築した日本電気株式会社以外から調達した場合には、正確な設定変更・調整が行えず、著しい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を行うものである。 予決令第102条の4 第3号	662,200,000	661,760,000	99.9%					
ケーションのバーションアップ当		R7.3.25	富士通(株) 東京都港区東新橋 1 - 5 - 2	1020001071491	本件請負は、政治資金、政党助成関係申請・届出オンラインシステム (以下、本システムという)において利用しているアプリケーションの 更新等作業に係る改修作業を実施するものである。 本件は、本システムの設定変更作業に加え、現在稼働中の本システム に悪影響が生しないよう実施する必要があることから、本システムの設 計開発・運用保守を行い、システム全体の構成を十分に把握している富 士通株式会社以外に本システムの改修作業を行うことはできないもので ある。 このため、富士通株式会社を随意契約の相手方として選定するもので ある。会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	85,458,120	85,458,120	100.0%					
政治資金・政党助成関係申請・届 出オンラインシステムの令和6年 注改正に係る機能改修の対応		D7 2 25	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	1020001071491	本件請負は、政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム (以下、本システムという)において利用しているアプリケーションの 更新等作業に係る改修作業を実施するものである。 本件は、本システムの設定変更作業に加え、現在稼働中の本システム に悪影響が生じないよう実施する必要があることから、本システムの設 計開発・選用保守を行い、システム全体の構成を十分に把握している富 士通株式会社以外に本システムの改修作業を行うことはてきたいもので ある。会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	579,606,720	579,606,720	100.0%					

<sup>※</sup>公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

**<sup>(</sup>注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。**